

＜クレジットカード会員規約のご案内＞ ①本規約は、お客さまが株式会社オリココーポレーション(以下「オリコ」という)の発行するクレジットカード(以下「カード」という)会員として、カードをご利用される場合の内容です。②お客さまのお申込みされたカードの種類によって、特別なサービスや特約が付加されている場合があります。この場合、本規約とは別にのご案内いたします。

第1章 クレジットカードの基本条項

第1条(会員) (1)会員とは、法人会員とカード使用者の両者を総称した者をいいます。(2)法人会員は、本規約を承認の上、カード会員入会の申込みをし、オリコがそれを承認した者をいいます。(3)カード使用者とは、法人会員が指定し、オリコが承認した者をいいます。

第2条(法人会員とカード使用者) (1)法人会員は、カード使用者が利用した第5条に定めるカードショッピングの利用代金の支払債務その他本規約に定める各種サービスを受けることによって生じた債務について、本規約に定める方法に従って、オリコに支払うものとします。(2)カード使用者は、法人会員の責任で、本規約に基づいて提供される各種のサービスを受けることができます。(3)法人会員は、カード使用者に対して本規約を遵守しカードを利用させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反したことを原因としてオリコに損害が発生した場合、法人会員はオリコに対し、当該損害を補填するものとします。

第3条(契約の成立及びカードの貸与等) (1)契約成立等 ①カードに係る基本契約は、会員が本規約を承認の上、オリコに申込みをし、オリコが所定の審査の上、承諾した時に成立するものとします。カードに係る基本契約の契約日は、オリコから会員に別途通知されます。②個別のカードの利用契約は、カードの利用の都度個別に成立するものとします。(2)カードの有効期限は、カード券面に表示します。尚、会員より脱会の申出がなく、一定のカードの利用がありオリコが引続き会員として認める場合は更新されますが、オリコが定める一定の期間カードの利用がない場合はオリコの判断により更新されないものとします。(3)カードの所有権はオリコに帰属し、オリコは、カード使用者にカードを貸与します。又、カードは会員のみが利用できるものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってカード(カードの券面上に記載されたカード番号、有効期限等のカード情報を含む)の利用、管理をするものとし、他人に貸与、預け入れ、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することや、カードの利用に伴う場合を除いてカード情報の提供を行うことはできません。(4)オリコが会員に貸与したカードの券面については変更する場合があります。

第4条(カードの利用可能枠等) (1)カードの利用可能枠は、カード使用者毎にオリコが定めた金額とします。尚、会員がオリコから複数枚のカードの貸与を受けた場合、オリコはそれぞれのカードの利用可能枠の合計額とは異なった利用可能枠を設定することができます。(2)会員は、オリコの承諾なく利用可能枠を超えてカードを利用しないものとし、これを超えて利用した場合は、オリコの請求により、利用可能枠を超えた金額もしくは残債務全額を一括して支払うものとします。又、商品、別表記載の加盟店(以下「加盟店」という)によって、1回当たりのご利用額が制限される場合があります。(3)オリコは、次の各号の何れかひとつにでも該当したときは、カードの利用の停止又は利用可能枠の引下げを行うことができるものとします。①カードの利用を認めることが相当でないとオリコが認める場合。②オリコが必要とする期間内に犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認が完了しない場合。③利用可能枠の引下げが相当であるとオリコが認めた場合。(4)オリコは、第3項各号に定める他、その加盟する個人信用情報機関に登録された情報及びオリコとの間のその他の取引の内容等を利用して、オリコ所定の方法で、カード更新時及び随時に会員の信用調査を行い、カード利用可能枠の変更又はカードの機能の停止を行うことができるものとします。

第5条(カードの機能) (1)会員は、カードショッピングサービスを受けることができます。カードショッピングサービスとは、会員がカードを提示する方法や、カード番号その他のカード情報を加盟店に通知する方法で、加盟店から商品を購入したり、サービスの提供(以下「商品の購入等」という)を受けることができるサービス(以下「カードショッピング」という)をいいます。尚、カードは法人が届出た事業用途専用カードのため、他の用途のために利用することはできません。(2)会員は、次の各号の何れかを目的としたカードショッピングを行ってはならないものとします。①ショッピング枠の現金化又は換金。②株式・投資信託・FX・デリバティブ等の海外金融取引。③暗号資産の購入。④オンラインカジノ等の利用。⑤その他①～④に類するとオリコが判断したもの。

第6条(事業者用カード) (1)会員は、法人にとって営業のためにもしくは営業として締結する売買契約、役務提供契約(以下「原因取引」という)に基づいて加盟店に対し負担する金銭債務を決済するためにカードを利用することができ、これ以外の目的で利用しないものとします。(2)会員は、本規約に基づく取引が割賦販売法の適用を受けないことを確認します。

第7条(付帯サービス) (1)会員は、カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、別途オリコから会員に対し通知するものとします。(2)会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。(3)会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。①オリコが必要と認めた場合には、付帯サービス及びその内容を会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止する場合があること。②付帯サービス及びその内容がオリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)に掲載される内容に従って随時変更もしくは中止されること。

第8条(所有権) (1)会員は、カードを利用して購入した商品の所有権が、オリコが加盟店もしくはオリコと提携するカード会社、金融機関等に立替払いし、又は債権を譲り受けたことにより、加盟店からオリコに移転し、当該商品に係る債務の完済までオリコに留保されることを認めるものとします。(2)第1項の規定は、次の各号の何れかに該当する場合には、適用しないものとします。但し、会員による次の各号の行為が、原因取引上の本来の目的の範囲内である場合に限り、①会員が商品を第三者に売却した場合。②商品が消耗品であるときに、会員がその商品の全部又は一部を消費した場合。

第9条(カード年会費) 会員は、カードショッピングサービスの維持に係る費用として、オリコに対して入会時に定められた年会費及びオリコから別途会員へ通知される年会費を支払うものとします。尚、カード年会費のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード年会費は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

第10条(暗証番号) (1)会員はカードの暗証番号を設定するものとし、暗証番号に会員の生年月日、電話番号、住所、自動車登録番号、「0000」、「9999」等他人に容易に推測されるもの(以下「忌避番号」という)の使用を避けるものとします。(2)会員の届出た暗証番号が忌避番号であった場合や、カード入会申込み時に会員が暗証番号を指定しなかった場合、オリコが指定する暗証番号を登録する場合があります。(3)会員は、暗証番号(オリコからID番号やパスワードを付与された場合はこれを含む)を他人に知られないように十分注意して管理するものとします。(4)カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当該利用は全て会員による利用とみなし、会員が支払いの責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないとオリコが認めた場合には、本項は適用されないものとします。この場合、会員の支払責任については、第29条及び第30条に従うものとします。

第11条(反社会的勢力の排除) (1)会員及び連帯保証人は、会員(会員が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)会員又は連帯保証人は、自ら(会員が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)会員又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、オリコは、会員に通知することなく直ちにカードの利用を停止もしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、オリコに生じた損害の賠償を請

求することができるものとします。この場合、会員又は連帯保証人は、会員又は連帯保証人に損害が生じたときでも、オリコに対し何らの請求をしないものとします。

第12条(連帯保証) (1)連帯保証人は、法人会員がオリコに対して負担するカードの利用元金、手数料、遅延損害金その他従たるものを含む一切の債務について法人会員と連帯して履行の責を負い、オリコの都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議を述べないものとします。(2)第1項の連帯保証の極度額は、金1,000万円とします。但し、カード利用可能枠が1,000万円を超過する場合は、別途、連帯保証の極度額を定めるものとします。(3)連帯保証人は、連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によってオリコから取得した権利は、法人会員のオリコに対する債務が完済されるまでこれを行使しないものとします。(4)オリコが連帯保証人の一人に対して行った履行の請求は、法人会員に対してもその効力が生じるものとします。(5)連帯保証人は、法人会員から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認します。又、法人会員は、オリコに対して、法人会員が連帯保証人に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

第2章 お支払い

第13条(ご返済方式・ご返済期日等) (1)カードショッピング(以下第7章の雑則まで、カードショッピングの支払金、分割支払金及び弁済金を総称して以下「返済金」という) ①ご返済方式は、1回払い、2回払い以上の回数指定分割払い、据置一括払い及び据置二括払いとし、会員がカードショッピングの利用の際に指定するものとします。但し、加盟店、商品・サービス又は返済金額により利用できない返済方式があります。②会員が支払月を指定することなく1回払いを指定したときは、ご利用日を含む月の翌月27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。以下同じ)が返済金のお支払日となります。③会員が回数指定分割払いを指定したときは、利用日を含む月の翌月27日が第1回目の返済金のお支払日となり、以降毎月27日がお支払日となります。④会員が回数指定分割払いで据置払いを併用した場合、据置月(夏季は6月～8月、冬季は12月又は1月のうち会員が指定した月をいい、以下「据置月」という)の27日における返済金は、会員が指定した加算金額に分割返済金を加算した金額となります。但し、会員が加算金額を指定しなかった場合、据置月の27日における返済金は、該当のカードショッピングの利用代金の半額(但し、1,000円単位で均等分割できる金額をオリコが設定する)を据置月の回数で均等分割した金額に分割返済金を加算した金額となります。⑤会員が据置一括払い又は据置二括払いを指定したときは、原則として、据置月の27日が返済金のお支払日となります。⑥公共料金、インターネット利用、保険等の継続的サービスのお支払いについてカードショッピングをご利用されたときは、加盟店が金額を確定した日としてオリコに通知した日のご利用日となります。⑦事務上の都合により第1回目の支払開始が遅れることがあります。

第14条(手数料その他の費用) (1)会員は、カードショッピングの利用元金に別表に定める方法で計算した手数料を加算した金額をオリコに支払うものとします。尚、手数料は会員がご利用されたご利用単位毎に算出されます。(2)第1項に定める他、会員は次の費用を負担するものとします。①支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)。②オリコから会員へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円(税込)。(3)会員は、第13条に基づく返済金の支払いを遅滞した場合には、次の費用を負担するものとします。①支払いを遅滞したことによりオリコが振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき330円(税込)。②支払いを遅滞したことによりオリコが書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用(郵送料等の実費)。

第15条(お支払方法・ご返済場所) (1)本規約に基づく会員のオリコに対する全てのお支払いは、会員が予め指定するオリコの認めた金融機関の預貯金口座から口座振替もしくは自動払込の方法によります。但し、これらの方法によるお支払いがない場合は、オリコの指定する預貯金口座への振込、オリコの指定するコンビニエンスストアの収納代行を利用したお支払いその他オリコの認める方法によりお支払い頂きます。(2)会員は、会員における適切な社内手続きを履践の上、当該会員の口座から口座振替もしくは自動払込の方法を選択することができます。(3)会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してお支払いしたときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、オリコへの支払いがなされたものとします。

第16条(繰上返済) (1)会員は、残債務の全部について、次の各号の内容に従い、約定期日前の支払い(以下「繰上返済」という)を行うことができます。この場合、会員は、予めオリコにその旨を連絡

し、オリコが指定する方法、内容に従って行うものとします。(2) 会員は、回数指定分割払い方式によるカードショッピングの残債務の一部について繰上返済を行うことができません。(3) 会員は、回数指定分割払い方式によるカードショッピングの残債務の全部につき繰上返済を行う場合、78分法又はこれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうちオリコ所定の割合による金額の払戻しをオリコに請求することができます。(4) 第1項の場合において、会員が、オリコに対する事前の連絡を怠って繰上返済を行った場合もしくはオリコが指定する方法、内容と異なった方法で繰上返済を行った場合、又は第2項の場合において一部の繰上返済ができないにもかかわらず、残債務の一部の繰上返済を行った場合、オリコが当該繰上返済について当初の約定日に支払ったものとして取扱うか、又は当該繰上返済の全部もしくは一部について超過支払額であるとして、これを会員に返金しても異議ないものとします。

第17条(支払債務の充当順位) (1) 会員の返済金は、カードショッピングの各利用分毎に、その支払方法・返済方法に応じて、法定充当順位に準じたオリコ所定の方法により充当されるものとします。(2) 会員は、会員の返済金が、本規約及びその他の契約に基づきオリコに対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、オリコの適当と認める順序、方法により何れの債務に充当されても異議ないものとします。

第18条(キャンセル時の特約) 会員が加盟店との間で商品の購入等に係る契約を解除又は合意解約等するに伴い、加盟店からカードショッピングの利用をキャンセル(解約)等する旨の通知を受けたときは、オリコは、オリコ所定の方法にて処理することができるものとします。この場合、会員がオリコに返済したカードショッピングの返済金について、オリコは、会員からの特段の申出がない限り、第17条に準じて処理することができるものとします。

第19条(遅延損害金) 会員がカードのご利用代金のお支払いを遅滞した場合、会員はオリコに対し別表記載の内容で計算した遅延損害金を支払うものとします。

第20条(期限の利益の喪失) (1) 会員が次の何れかに該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対し負担する一切の支払債務について期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。①本規約に基づく債務の支払いを1回でも遅滞したとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。③強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。⑤債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。⑥会員が商品(権利も含む)の質入れ、譲渡、賃貸その他オリコの所有権を侵害するような行為をしたとき。(2) 会員が、次の何れかの事由に該当したときは、オリコの請求により、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。①本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。②失踪もしくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。③第11条に規定する暴力団員等もしくは同条第1項各号に該当した場合、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

第3章 勧誘等の承諾

第21条(貸付の契約等に係る勧誘の承諾) 会員は、オリコが会員に対して個人情報の取扱いに関する条項で承諾した内容に関し、勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が、当該勧誘の全部又は一部について承諾しないとき、又は承諾を取消すときは、オリコに対し勧誘の停止を求めることができるものとします。

第4章 紛議の解決

第22条(紛議の解決) 会員は、商品の未納や役務の未提供、商品の欠陥その他加盟店に対して生じている事由があってもオリコに対する支払いを停止することはできません。

第5章 会員資格の終了

第23条(脱会) 会員がその都合により脱会するときは、オリコに対してその旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債務がある場合、会員は当該残債務について引続き本規約に基

づき支払いを継続するものとします。

第24条(カード利用の一時停止と会員資格の喪失) (1)会員が、次の各号に定める何れかに該当したときは、オリコは、会員に通知することなくカードの全部又は一部の利用を停止し、又は会員資格を喪失させることができるものとし、これらの措置とともに、加盟店に対し当該カードの無効を通知することができます。①オリコに対して虚偽の申告をした場合。②本規約の何れかに違反した場合。③本規約に基づく支払債務その他オリコに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。④期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。⑤オリコもしくは個人信用情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあるとオリコが判断した場合。⑥第三者による利用、換金を目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないとオリコが判断した場合。⑦会員の実質的支配者が国家元首及び政府、中央銀行その他これらに類する機関等において重要な地位を占める者又はこれらの者であった者、並びにそれらの者の家族に該当した場合。⑧オリコが前号にかかる調査のため、会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。⑨会員への通知、連絡が不能とオリコが判断した場合。⑩会員が法人でなくなった場合、又は法人の代表者の変更があった場合。⑪第4条第3項第2号の事由に該当した場合又は同号に基づくカードの利用の停止後、オリコが会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。⑫カード又はカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとオリコが判断した場合。⑬その他オリコが会員として不適当と判断した場合。⑭会員が会員口座からの代金の引落しを拒絶した場合。(2)第1項に該当し、オリコ又はオリコの委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で、返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。(3)会員がオリコの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1項各号の何れかひとつに該当した場合、会員の保有するオリコが発行する全てのカードについて、第1項が適用されるものとします。

第25条(悪質な迷惑行為等の禁止) (1)会員は、次の各号の何れかに該当する行為を行ってはならないものとします。①正当な理由なく著しく長時間又は通常の業務時間外での対応を要求したり、既に行った対応と重複する対応を繰返し要求等することにより、オリコの業務を妨害すること。②本規約に定めるオリコの商品やサービスに通常求められる範囲を超えた過度な要求その他義務のないことを行うことを執拗に求めること。③オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対する差別、人格否定又は性的な言動、迷惑行為、威迫・脅迫的な行為、その他当該従業員等の安全が害されるおそれのある行為を行うこと。④その他オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対して、社会通念に照らして不適当な行為を行うこと。(2)オリコは、会員が第1項各号の何れかに該当する行為を行い、会員との信頼関係を維持することができない状態に至ったと認めた場合、第24条の規定を準用し、カードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。

第26条(会員資格終了時のカードの取扱い等) (1)会員がその資格を終了したとき(脱会の場合はその届出を行ったとき)は、カードを切断する等利用不能の状態にした上で破棄するか、又はオリコに返却するものとします。会員が適切に廃棄しなかったことにより生じた損害は会員が負担するものとします。(2)会員資格終了をもって、カードを利用して提供されるサービス及び会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。(3)会員資格を喪失した会員が、公共料金、インターネット利用、保険等の継続的サービスの支払いについてカードショッピングをご利用されている場合は、会員自身で決済方法の変更や解約などの手続きを行うものとします。会員による当該手続きが完了するまでは、返済金として請求されることに会員は異議ないものとします。

第6章 カードの紛失・盗難時の取扱い

第27条(通知) (1)会員は、貸与されたカードに関し、次の各号の何れかの事由(以下「カード事故」という)を知ったときは、直ちにオリコにその旨を通知の上、最寄りの警察署にその旨を届出するものとします。この場合、会員は警察署に紛失届・被害届等を提出した上、オリコに対して、その届出が警察に受理されたことを証明する文書を提出するものとします。①カードを紛失し、又は盗難、詐取もしくは横領にあったこと、又はこれらのカードを利用して不正な取引が行われたこと。②第三者にカード番号、暗証番号、その他オリコから付与されたカードに係るID番号等を不正に取得され、又はこれらのデータを利用して不正な取引が行われたこと。③偽造カードが作成され、又は利用されたこと。(2)会員は、オリコがカード事故の調査をするために必要と認めたときは、カード事故に関する資料等

(被害状況等を記載した報告書、警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等)の提出及びオリコ又はオリコの委託を受けた者による被害状況等の調査に関する協力をするものとします。(3)オリコは、カード利用について第三者による不正使用のおそれがある場合又は会員が第1項各号の何れかの事由に該当した場合であって、オリコが必要と判断したときは、カードを再発行し又はカード番号その他のカード情報を変更することができるものとします。

第28条(継続的な利用代金の支払方法の変更) (1)会員は、継続的な利用料金(通信サービス、公共料金、保険等)の決済方法としてカード番号その他のカード情報を登録している場合であって、カードの再発行もしくはカード番号その他のカード情報の変更があったとき、カードが無効となったとき又は決済方法の変更を希望するときは、会員の責任において登録内容の変更又は解約等の手続きを行うものとします。(2)会員は、第1項に基づく登録内容の変更又は解約等の手続きをしない場合、オリコが会員を代理して加盟店に対して請求停止手続きを行うことを予め承諾するものとします。

第29条(免責) 会員は次の範囲のカードの利用代金の支払債務について、支払義務を負わないものとします。①第27条第1項第1号、第2号に定めるカード事故を原因とするカードの利用料金についてはその通知日の60日前以降の利用分。②第27条第1項第3号に定めるカード事故を原因とするカードの利用料金。

第30条(免責されない損害) 第29条の定めにもかかわらず、カード事故について次の各号の何れかに該当する場合、会員は、当該利用料金についてオリコに対し支払いの責任を負うものとします。①カード事故が会員の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。②会員がカード事故の事実を認識しながら、オリコへの通知を怠ったとき、もしくはその通知を正当な理由なく遅延したとき。③カード事故が会員の家族、同居人、留守人その他これらに類する者の不正行為に起因するものであるとき。④カード事故が戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされたものであるとき。⑤カード事故がカードを他人に譲渡、貸与又は担保差入れしたこと、並びにカード情報を他人に提供したことによって生じたものであるとき。⑥第27条第1項第1号、第2号に定めるカード事故による不正な利用が、会員のオリコへのカード事故の通知日から起算して61日以前に生じたものであるとき。⑦会員がカード事故の調査をするためにオリコが必要と認めた資料等の提出をしなかったとき、もしくは必要な調査に対する協力をしなかったとき。⑧会員がカード事故に関し虚偽の説明をしたとき。⑨カード事故が会員の本規約に違反する状況で行われたとき。

第7章 雑則

第31条(ご利用代金明細書発行) (1)オリコは、次の各号に定める何れかに該当する場合、会員にご利用代金明細書を郵送にて通知するものとし、この場合、会員はオリコ所定の発行手数料を支払うものとします(ご利用代金明細書を再発行して郵送した場合も含む)。①会員が、電磁的方法による通知を希望しない場合。②会員が、口座振替の登録をしていない場合(登録が完了していない場合を含む)。③会員が、電磁的方法による通知を受けるためのオリコ所定の手続きを完了させていない場合。④オリコの都合により、電磁的方法による通知ができない場合。(2)第1項にかかわらず、次の各号に定める何れかに該当する場合、発行手数料の支払いは発生しないものとします。①第1項第4号に該当する場合。②郵送されるご利用代金明細書の請求内容に、法令に基づきオリコが書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合。(3)発行手数料の内容を変更する場合には、オリコが予め会員に変更内容を通知又はホームページ等で公表するものとし、変更内容が通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議ないものとします。

第32条(カードの再発行) (1)カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失、無効、暗証番号変更等が生じた場合、会員は、オリコに対し再発行を請求することができるものとし、オリコが承認したときにカードは再発行されるものとします。(2)第1項の場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとします。尚、カード再発行手数料のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード再発行手数料は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

第33条(届出事項の変更・調査) (1)会員は、オリコに届出た住所(所在地)、氏名(名称)、電話番号、勤務先、業種、職種、実質的支配者、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定の届出書によりオリコに通知するものとします。又、会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオリコに通知するものとします。通知を行わなかったことによる不利益は会員の負担となります。(2)会員は、第1項の住所(所在地)、氏名(名称)の変更の通知を怠ったことにより、オリコからの通知又は送付書類等が延着又は不

到達となっても、オリコが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、第1項の住所(所在地)、氏名(名称)の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(3)会員は、その財産、収入、信用等をオリコ又はオリコの委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

第34条(日本国外の利用代金の円への換算) 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額をオリコ及びオリコと提携する機関所定の方法により邦貨へ換算の上、国内でのカード利用代金と同様の方法でお支払い頂くものとします。

第35条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、オリコの求めに応じ必要書類を提出するものとし、又、外国でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第36条(債権譲渡) 会員は、オリコが本規約に基づく債権及び権利を、オリコの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)]に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オリコが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びにオリコが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

第37条(合意管轄裁判所) 会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、会員の住所地、購入地又はオリコの本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第38条(規約の変更) オリコは、民法第548条の4の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で法人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

第39条(準拠法) 会員とオリコとの諸契約に関する準拠法は、全て日本法とします。

オリコビジネスカード会員規約の別表 (令和5年10月1日)

<利用できる加盟店の種類>

オリコビジネスカード (Mastercard)	オリコと契約した加盟店及びMastercard International Incorporated (以下「Mastercard」という)と提携するカード会社と契約する加盟店
オリコビジネスカード (Visa)	オリコと契約した加盟店及びVisa Inc.(以下「Visa」という)と提携するカード会社と契約する加盟店

会員は、カードショッピングの利用代金が次の方法で決済されることについて異議なく承諾します。

オリコの加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	会員の委託に基づいてカードショッピングの利用代金をオリコが会員に代わって当該加盟店に立替払いする方法で決済。*オリコが指定する特定の加盟店(以下「特定加盟店」という)でカードショッピングを利用する場合、オリコが当該特定加盟店の会員に対する債権を譲り受け、譲受代金を支払う方法で決済。
Mastercard・Visa(以下「決済会社」という)と提携するカード会社(以下「提携カード会社」という)の加盟店で会員がカードショッピングを利用した場合	提携カード会社が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、①提携カード会社が決済会社に直接又は間接に債権を譲渡し、オリコが当該債権を更に譲り受ける方法で決済、②オリコが決済会社に対し立替払いの方法で決済、③オリコが決済会社を通して提携カード会社に対し、立替払いもしくは債権譲渡の方法で決済。

<手数料の計算方法と実質年率>

カードショッピング

回数指定分割払い

令和5年10月1日以降のご利用分から新料率の適用となります。令和5年9月30日までのご利用分は旧料率の適用となります。

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15
支払期間(カ月)	1	2	3	6	10	12	15
(新)手数料の料率(%) 実質年率	0.0	0.0	14.8	16.7	17.6	17.7	17.9
(新)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.46	4.92	8.20	9.84	12.30
(旧)手数料の料率(%) 実質年率	0.0	0.0	12.2	13.9	14.6	14.8	14.9
(旧)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	0.0	0.0	2.04	4.08	6.80	8.16	10.20
支払回数(回)	18	20	24	30	36	据置一括・二括	
支払期間(カ月)	18	20	24	30	36	-	
(新)手数料の料率(%) 実質年率	17.9	18.0	17.9	17.8	17.7	0.0	
(新)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	14.76	16.40	19.68	24.60	29.52	0.0	
(旧)手数料の料率(%) 実質年率	15.0	15.0	15.0	-	-	0.0	
(旧)現金価格100円 当たりの手数料額(円)	12.24	13.60	16.32	-	-	0.0	

手数料の計算の方法	ご利用代金に上記表に定める支払回数に応じた100円当たりの手数料額の割合(回数×0.82%)を乗じて算出します。[実質年率14.8%～18.0%](ご利用代金+手数料)÷支払回数 *2回目以降は100円単位となり、1回目に端数が上乘せになります。
(新)お支払総額の算定例	現金価格100,000円、10回払いの場合 ①分割払手数料100,000円×8.20円÷100円=8,200円 ②支払総額100,000円+8,200円=108,200円 ③月々の分割支払金108,200円÷10回=10,820円 第1回目分割支払金11,000円 第2回目以降分割支払金10,800円
(旧)お支払総額の算定例	現金価格100,000円、10回払いの場合 ①分割払手数料100,000円×6.80円÷100円=6,800円 ②支払総額100,000円+6,800円=106,800円 ③月々の分割支払金106,800円÷10回=10,680円 第1回目分割支払金11,400円 第2回目以降分割支払金10,600円

※半年賦併用払いの場合は、上記算定例における実質年率と異なることがあります。

<遅延損害金の計算方法>

カードショッピング

計算方法	遅延額に対して年率14.6%を乗じた額
------	---------------------

<その他> ①手数料については、金融情勢等の変動により改定させて頂くことがあります。②一部の加盟店及び提携カードでは条件が異なる場合があります。③海外でのご利用は1回払いとなります。

ETCカード特約 (令和5年1月31日)

本特約は、カード会員規約に付帯して適用されます。

第1条(ETC会員) ETC会員とは、会員のうち本特約及びETCシステム利用規程を承認の上オリコにETCカードを申込み、オリコが認めた会員をいいます。

第2条(ETCカード) (1)ETCカードは、オリコが特に認める場合を除き、ETCシステムを利用し通行料金を決済する機能のみを有します。(2)ETCカードは、会員が申込時に指定したオリコが会員に発行しているオリコ所定のクレジットカード(以下「カード」という)に付帯するクレジットカードとなり、ETCカードの利用代金はカードのカードショッピングの利用代金として取扱われます。(3)オリコは、カードとは別にETCカードをETC会員1名につき1枚貸与します。(4)ETCカードの支払方法は翌月1回払いのみとします。但し、カードが「リボルビング専用カード」の場合は、その支払方法により、支払うものとします。(5)本特約及びETCシステム利用規程に定めのない、ETCカードの貸与・有効期間・利用可能枠・利用停止等その他の事項については、カードの会員規約を適用し、この場合会員規約中の「カード」を「ETCカード」に読み替えるものとします。(6)本特約中、特に定義のない語句についてはカードの会員規約及びETCシステム利用規程と同義とします。

第3条(ETCカード年会費) ETCカード年会費は無料とします。

第4条(ETCカード発行手数料) ETC会員は、オリコに対し、ETCカードの発行(新規発行、更新又は紛失・盗難・毀損・滅失等による再発行を含む)の対価として、オリコ所定の手数料を支払うものとします。

第5条(紛失・盗難等) ETCカードを紛失し、盗難等にあつたときはカードに準じて取扱われます。但し、ETCカードを車載器に挿入したままにする等、車内に放置していた場合に生じた損害はETC会員の負担とします。

第6条(免責) オリコは、ETCカードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第7条(会員情報の提供) ETC会員は、道路事業者及び省令に基づき道路事業者がETCシステムに関する情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的として設立された機関とオリコの間で、記録処理装置に登録されたETC会員に関する通行記録及び本特約に関するETC会員の客観的な取引事実に基づく信用情報が、ETCシステム運用を行う上で必要な範囲内で相互に交換されることに同意します。

第8条(特約の変更) 本特約を変更する場合は、予めETC会員に変更事項を通知(予めETC会員の承諾を得た場合、電磁的方法によるものを含む)します。尚、通知到達後会員が再度ETCカードを利用したときは、ETC会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

(21/10・みずほ)

個人情報に関する条項

第1条(個人情報の収集・利用・保有) 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関

する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条(個人情報の利用) (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(<https://www.orico.co.jp>)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第3条(個人関連情報の取得に関する同意) 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。①電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報②住所及び当該住所に所在する住所の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

第4条(個人信用情報機関への登録・利用) (1)申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名 称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)

(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414(<https://www.cic.co.jp/>)

②名 称：株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955(<https://www.jicc.co.jp/>)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関 と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター (https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 ☎03-3214-5020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

第5条(個人情報の提供・利用) 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という(注2))。

第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(2) 提供する第三者 株式会社みずほ銀行

第三者の利用目的 宣伝物、印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発、入会申込状況の管理のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち、当該カード契約に関する①②③の中で必要な範囲。

(3) 提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。

第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(4) 提供する第三者 サービサー会社である下記会社。

第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名 称	住 所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麴町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

(注2) 金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除) (1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

第7条(本条項に不同意の場合) 当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用中止の申出) 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

第9条(本契約が不成立の場合) 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

第10条(お問合せ窓口) 本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

第11条(条項の変更) 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

〔相談窓口〕

- 1.商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- 2.本規約についてのお問合せ、ご相談については、株式会社オリエントコーポレーションにおたずね下さい。

〈お問合せ窓口〉

株式会社オリエントコーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)

カードに関するお問合せ先 ☎049-271-3330

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

※当社は電話リレーサービスに対応しています。

株式会社オリエントコーポレーション